

令和3(2021)年度諮問(一)第2号
令和3(2021)年度答申(一)第3号

「生活保護法に基づく生活保護費用返還決定処分に係る審査
請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

生活保護を受けていた審査請求人が、交通事故で受傷したことに伴う慰謝料を含む保険金（以下「本件保険金」という。）を保険会社から受領したことにより、生活保護費過支給が生じたため、平成〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

平成31(2019)年2月15日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、行服法第43条第1項の規定により、令和3(2021)年4月26日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

交通事故の相手方の代理人弁護士（以下「代理人弁護士」という。）との交渉のため、通話料が2万円以上掛かっており、その部分について返還額から控除するべきである。

携帯会社に通話記録及び領収明細を請求したが、プリペイド式携帯電話のため回答できないとのことであった。処分庁の職権をもって調査すれば、通話の事実が判明するはずである。

また、保険金額について処分庁は保険会社に照会を行っているが、自分はこの照会をすることについて同意をしておらず、職権濫用に当たる。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行服法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

本件処分は、審査請求人が自己の交通事故の慰謝料として保険会社から保険金を受領したため、処分庁が事後に過支給となった保護費について法第63条の規定により、審査請求人に対して返還を求めたものである。

本件処分に係る争点は、審査請求人が示談交渉に伴う連絡等に要した携帯電話通話料について、返還額から控除することはできないとする処分庁の判断について、違法又は不当な点はないかということである。以下、本件処分の妥当性について検討を行う。

(1) 交通事故の保険金を返還させることの妥当性

審査請求人の提出書類と処分庁提出のケース記録等によれば、平成〇(〇〇)年〇月に審査請求人と交通事故の相手方との調停が成立し、調停成立日から法第63条の返還決定の対象となる資力が発生したこととなり、同条に規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当する。このため、処分庁が同条に基づき返還を求めるとした決定については妥当性がある。

(2) 通話料を控除することの可否

処分庁は、審査請求人が主張するプリペイドカードサービスによる携帯電話の通話料について、事故の手續に要した費用であることを確認できる根拠となる資料の提出を求めたものの審査請求人からその提出はなかったこと、また、審査請求人が主張する事故手續に伴う通話料については、自立更生経費として法第63条の返還額から控除できる経費とは認められないことから、当該通話料については返還額から控除の必要はないとしている。

以下、必要経費の認定の可否と自立更生経費の認定の可否について検討する。

ア 必要経費の認定の可否

(ア) 交通事故の慰謝料は保険金として支払われることから、「生活保護法による保護の実施要領について」（平成36年4月1日付け厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3(2)エ(イ)に

において「保険金その他の臨時収入」に該当するが、「受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額」を控除することが認められている。この「受領するための交通費等」については、交通費のほか郵便料、必要な証明等の費用等収入を得るための手続等に要した最小限度の費用が対象となると考えられる。携帯電話等の電話料金については、一般に電話は不特定多数の者との間で、様々な目的のための通話等に使用可能なものであることから、一定期間や一定金額の利用料金の全額を漫然と必要経費として認定することは適当ではない。一方、収入の受領に必要となる手続等のためのみに通話するような関係性を有すると認められるような特定の相手方との通話については、その時間等が特定できる場合にはその範囲で必要経費として認定することも可能と考えられる。

- (イ) 処分庁の弁明書及びケース記録によると、平成〇(〇〇)年 〇月 〇日に、審査請求人からプリペイド携帯通話料として2万円程を支出した旨の主張をし、「プリペイドカードのチャージ金額が分かる書類」を証拠書類であると説明したため、当該証拠書類の内容から検討したが、代理人弁護士との連絡等に使用されたことを確認できるものはなく、「事故の手続で掛かった通話等の費用に要したことが確認できる根拠となるものではなかった。」と判断している。
- (ウ) 審査請求人が代理人弁護士との通話で2万円以上の料金が掛かったとの主張を証明するために処分庁に提出した証拠資料は、上記のプリペイドカードサービスの領収書2通各3,000円であり、本件審査請求においても、上記領収書以外には、審査請求人の主張を証明するための資料の提出はなく、支払日が示談の成立した日より後のもののみであり、また、代理人弁護士との通話等に使用したことを確認できるものではない。このため、上記領収書以外に代理人弁護士と通話したことを証明する資料がない以上、必要経費として認定することはできないとする処分庁の判断はやむを得ないものと考えられる。
- (エ) なお、プリペイドカードサービス等の携帯電話の通話記録については、生活保護の実施機関が関係機関に求めることのできる資料提供等について規定する法第29条の権限の対象外であることから、処分庁の職権で調査できるのではないかとの主張に根拠はないものであり、審査請求人の主張は妥当ではない。

以上の状況から、処分庁の決定に違法又は不当な点はないと考えられる。

イ 自立更生経費の認定の可否

(7) 法第 63 条に基づく返還金については、全額を返還額とすることが原則となるが、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け厚生労働省社会援護局保護課長通知。以下「返還取扱い通知」という。）の 1 の(1)において、このことが当該世帯の自立を著しく阻害する場合には、自立更生に当てられる経費について要返還額から控除して返還額を決定することが可能とされており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第 8 の 40 に掲げる自立更生のために供される費用や「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等について控除が可能である。

(イ) 処分庁提出のケース記録等によると、処分庁は、審査請求人が保険金として受領した 54,200 円のうち、慰謝料 16,800 円以外の治療費等計 34,660 円については、収入認定を除外していることが確認できる。

審査請求人が主張する通話料については、課長通知第 8 の問 40 には該当する項目はなく、また、一般的に、携帯電話等の通話料は、経常的な生活費のやりくりによって賄うべきものと解され、自立更生のためのやむを得ない用途にも当たらないことから、これを自立更生のために供される経費には該当しないとする処分庁の判断は妥当であると考えられる。

(3) 返還決定額の妥当性

慰謝料である 16,800 円については、次官通知第 8-3 (2) エ(イ)の「保険金その他の臨時収入」に該当することから、同規定に基づき、慰謝料として支給された 16,800 円から 8,000 円を控除し、その残額である 8,800 円を法第 63 条の規定による返還額と決定しており、プリペイドカードサービス携帯電話の通話料については、(2) のア及びイのとおり、必要経費及び自立更生経費としての控除は認められないものであることから、処分庁の返還決定処分は妥当である。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、本件処分について、保険会社に対する法第 29 条調査について同意書を書いておらず、同条の規定による関係機関等への調査を処分庁が行ったことは、職権濫用ではないかとの主張をしているが、審査請求人から収入申告書の提出がなされないため、法第 29 条調査として実施したものであり、また、同意書の提出については、保護開始申請時に提出がない場合には保護却下が可能とされているため、平成 30(2018)年 9 月 3 日の同意書の徴取に関わらず、保護開始時の同意書により調査が可能であることから、本件決定の結論を左右するものではない。また、そのほかの種々の主張についても、いずれも本件処分に直接関係のある事項ではなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知の規定に基づき、適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

(1) 本件処分の法令等の規定について

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

そして、保護の決定に係る事務は、地方自治法において法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。当該基準の 1 つである次官通知の第 8-3(2)エ(i)では、収入の認定指針として、保険金等の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

さらに、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるもの

の、返還取扱い通知では、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。

(2) プリペイド式携帯電話通話料を必要経費認定することの可否

処分庁は、本件処分を行うに当たり、保護の処理基準に基づき、本件保険金収入（54,200円）について、収入額から必要経費として認められた額（34,660円）を控除した額（16,800円）が8,000円を超えていたため、その超える額（8,800円）を収入として認定した上で、返還額を決定したことが認められる。

この決定について、審査請求人は、交通事故の示談交渉のために代理人弁護士との連絡に使用したプリペイド式携帯電話通話料についても必要経費として返還額から控除すべきであると主張している。携帯電話の通話料は、生活保護費として支給される経常的最低生活費の範囲内において賄われるべきものであり、必要経費として認定するに当たっては、交通事故の示談交渉に要した費用であることが明らかである必要がある。

しかしながら、審査請求人が提出した証拠からは、交通事故の示談交渉のために要した通話料は明らかでなく、代理人弁護士との連絡に係る通話分とそれ以外の一般的な通話分を区分することもできず、本件保険金収入を得るために必要な経費とは認められない。

なお、プリペイドカードサービス等の携帯電話の通話記録について処分庁が職権で調査すべきと審査請求人は主張するが、生活保護の実施機関が求めることのできる資料提供等について規定した法第29条の権限は、保護を適正に実施するため、被保護者の収入や資産、健康状態等を把握するために認められたものとされており、通話記録の調査は当該権限の対象外であることから、その主張は根拠がないものであり、妥当ではない。

(3) 自立更生経費認定の可否

審査請求人は通話料以外に自立更生のために慰謝料を使用したとの主張もなく、提出された証拠からも、本件処分による返還をもって当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような事情も見当たらない。

以上のことから、本件処分に不法又は不当な点は見当たらない。

(4) その他の主張について

審査請求人は、処分庁が行った保険会社への照会について職権濫用であると述べているが、損害賠償の金額の証明が審査請求人からなされなかったため、法第29条に基づき行われた調査であり、妥当なものと判断される。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上により、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年4月26日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年6月15日 (第29回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年7月20日 (第30回審査会第2部会)	・ 第2回審議
令和3(2021)年8月17日 (第31回審査会第2部会)	・ 第3回審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)